令和８年度　「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」　9. その他		
No.	件名・内容	回答
1	政策提言の回答掲載の際は個人情報に配慮を （内容） 「市長への政策提言」の提言内容と回答が市ＨＰに掲載されています。それ自体はよいのですが、回答の中で提言者の個人情報が表示されており、長期間放置されていることが発覚しました。 政策提言への回答をＨＰ上で公表する際には、「市民にはどう見えるか」「個人情報は秘匿されているか」に十分配慮し、氏名・住所・連絡先などの削除ルールを作成し徹底すること、また、「市民にはどう見えるのか」を確認したうえで、複数の職員でチェックすることを政策提言します。 【受付No.】８－２００９ 【受付日】令和８年６月３０日	市ホームページで公表しております「市長への政策提言」の回答集における掲載内容の不備につきまして、ご指摘をいただきありがとうございました。 公表に適さない内容が一部含まれていた箇所につきましては、削除いたしました。 今後は、市民の皆様に安心してご利用いただける制度となるよう、ホームページ掲載前の確認をより一層徹底し、再発防止に努めてまいります。 （担当）広報広聴課（電話）048-775-4918
2	［市長への政策提言］への回答の進捗状況等を明らかにしてください （内容） 市長は市議会で「（市民と直接市政について語り合うタウンミーティングの代わりに）［市長への政策提言制度］や［市政への問い合わせ制度］により市民の声を聞いている」と答弁しています。 この答弁に関連して、令和６年度（＝経過期間から考えて、回答について一定の結論が出ていると思われる）の［市長への政策提言］において「県へ働きかけていく」「必要に応じて国や県へ要望を行う」と回答した２課（いずれもこども未来部）について、どのような働きかけをおこなったのか調べたところ、どちらの課も「（当該）要望は内部審査で不採択になったので県（国）への要望は見送りとなった」ことが判明しました。つまり、［市長への政策提言］の回答とは明らかに異なる対応になっていることになります。 一方、上述の［市長への政策提言］をおこなった	市長への政策提言制度は、市が取り組む施策の参考とさせていただくため、市民の皆様からご意見やご提案をいただく制度でございます。 提言後の進捗状況を公表することにつきましては、公表後の検討や状況の変化により、内容や対応方針に変更が生じる場合もあり、市民の皆様に誤解を生じさせる恐れもあることから、慎重な取扱いが必要であると考えております。 このため、提言後の検討経過を定期的に公表する仕組を設けることは考えておりませんが、今後も、市民の皆様から寄せられたご意見やご提案を真摯に受け止め、市政運営や施策の検討に生かしてまいります。 （担当）広報広聴課（電話）048-775-4918

	市民の方は、今でも「上尾市として県（国）に要望してくれるはず」と期待を寄せていると思われます。 　こうしたことを避けるためにも、[市長への政策提言]に対して「検討する」「県や国に働きかけていく」などと回答した場合には、少なくとも当該年度末か次年度当初に進捗状況をＨＰ上で公表するなど、市民に明らかにすることを提言します。 【受付No.】８－２０２０ 【受付日】令和８年８月２４日	
3	「市長への政策提言」の回答方法について再考をお願いします。 （内容） 　今年度から改正された『市長への政策提言運用要領』（以下、『運用要領』）について、改正（加筆）するなど、再考をお願いします。 具体的には、『運用要領』５．または６．の文言の後に以下の文言を追加します。 「なお、執行機関の決裁を経た文書に併せて市長名の文書も発出するものとする。」 　提言に至った理由：私が提出した「市長への政策提言」への「回答」が３件いずれも教育長名でメールと郵送で届きました。正直なところ、「回答」は教育委員会自らの無謬性のみを強調するもの（＝教育委員会が行う事務については決して過誤は無いとする主張）であると考えざるを得ません。また、私が提言の理由に挙げた点について敢えて言及を避ける（都合が悪いから？）など、「回答」としても極めて不十分です。 　せっかく市民として市長宛てに「市長への政策提言」を提出しているのですから、教育委員会の無謬	教育委員会等の行政委員会は、市長から独立した執行機関として、それぞれの権限と責任において事務を執行するものであることから、今回の見直しでは、各行政委員会の所管に属する提言については、それぞれの執行機関が主体となり、その機関の長等の名で回答することとしたものです。 　回答主体や責任の所在を明確にするためにも、各執行機関の決裁を経た回答に併せて、市長名の文書を発出する規定は設けないこととします。 （担当）広報広聴課（電話）048-775-4918

	性を強調する主張だけではなく、「確かに市長が目を通した」「提言について市長はこう考えている」等が判別できる「回答」であるべきです。 　今回提言した『運用要領』への文言の追加については、上記趣旨を汲み取っていただければ文言変更はお任せします。なお、ＨＰに「このページから投書していただいたご意見は、市長が拝見したうえで、担当部署で検討いたします。」とありますが、そのことも『運用要領』には記載されていません。 【受付No.】８－２０２２ 【受付日】令和８年８月２８日	